



健康保険の療養費申請について

第 270 回

内田さん：みらい先生、こんにちは。実は先日、大型プロジェクトへの参加が決まりまして、数カ月の海外出張をすることになりました。

みらい：おめでとうございます。是非、成功させて下さいね。

内田さん：ありがとうございます。ただ少し気になることがあって、出張中に、抱えている持病で通院が必要になってしまわないか心配なんです。もちろん国内の健康保険には継続して加入するのですが、その場合、今持っている健康保険証を海外で使うことはできないんですよね？

みらい：はい、残念ながらそのとおりです。健康保険証は日本の医療保険制度の中で利用できるものなので、それをそのまま海外で使うことはできません。そのため、海外で受診する場合は、一旦全額を自己負担することにはなりますが、帰国後に保険者（健康保険組合や協会けんぽ）に申請することで、一部医療費の払い戻しを受けることができます。

内田さん：申請をすれば戻ってくるんですね。では後で困らないように、手続きについて教えてください。

みらい：分かりました。海外で支払った医療費の払い戻しの申請にあたっては、以下の書類が必要になります。

- (1) 療養費支給申請書
- (2) 診療内容明細書
- (3) 領収明細書

いずれも、「各月ごと」、「受診者ごと」、「医療機関ごと」、「入院・外来ごと」に 1 枚ずつ書類を入手して下さい。

内田さん：なるほど、それぞれきちんと保管しておかないといけないですね。

みらい：そうです。それから記載が外国語のみの場合は翻訳を添える必要があります。翻訳するのは自分でも、会社の担当者でも、どなたでも OK です。

内田さん：わかりました。ちなみにその申請手続きは帰国してからしかできないのですか？

みらい：いえ、帰国前であっても申請書に日本国内の住所・金融機関口座を記入の上、会社又は日本に在住のご家族を経由して申請することができます。なお、申請書の受け取り代理人欄を記入することにより、ご本人以外の方に受け取りを委任することも可能です。

内田さん：そうなんですね。払い戻される金額はどのように計算されるのですか？

みらい：払い戻される金額は、日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額から自己負担額を差し引いた額となります。したがって、海外で支払った医療費の総額から自己負担額を差し引いた額よりも、支給額が大幅に少なくなることもあります。

内田さん：あ、実費が計算の基礎になる訳ではないということですね？

みらい：そうです。また、外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率により円に換算して支給額を計算します。支給対象になるのは、日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療等に限られますので、加入している海外旅行保険等で医療費の全額が補填されるような場合には支給対象とはなりませんので注意して下さいね。

内田さん：そうなんですね、良く理解できました。みらい先生、ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 9 拠点)

現地法人：中国 (北京・上海・深セン) ・マレーシア (KL) ・ベトナム (ホーチミン) ・シンガポール・タイ (バンコク)

JapanDesk : 米国 (LA) ・中国 (大連) ・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL : <http://www.miraic.jp/>